

	冷凍・空調用冷却塔									
業務用サービス機器	自動販売機 自動改札機・自動入場機 業務用洗濯機 自動車用洗浄機器		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その十九)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日	
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その十九)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日		
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その十九)	二部	翌月十五日	経済産業大臣			
軸受(玉及びころ軸受に限る。)	玉軸受 ころ軸受ユニット		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その二十)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日	
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その二十)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日		
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その二十)	二部	翌月十五日	経済産業大臣			
鉄構物及び架線金物	鉄構物	鉄骨 軽量鉄骨 橋りょう 鉄塔 水門(水門巻上機を含む。) 鋼管(ベンディングロールで成型したものに 限る。)	従事者百名以上のもの	鉄構物及び架線金物 月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日	
			従事者五十名以上百名未満のもの		二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日		
	架線金物	送変電用 配電用 通信線路用及び電車線用	従事者百名以上のもの		二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日	
			従事者三十名以上百名未満のもの		二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日		
ばね	かさね板ばね つまきばね ねじりばね 線ばね うす板ばね ばね座金		従事者百名以上のもの	ばね月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日	
			従事者三十名以上百名未満のもの		二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日		
金型	プレス用金型 鍛造用金型 鑄造用金型 ダイカスト用金型 プラスチック用金型 ガラス用金型 ゴム用金型 粉末や金用金型		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その二十三)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日	
			従事者二十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その二十三)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日		
機械工具	特殊鋼切削工具	ドリル(木工用を除く。) ミーリングカッタ ギヤーカッタ(ねじフライスを含む。) ブローチ タップ・ダイス リーマ・バイト	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その二十四)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日	
			従事者三十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その二十四)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日		
	ダイヤモンド工具 C(W)BN工具 超硬工具	経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その二十四)	二部	翌月十五日	経済産業大臣				
弁及び管継手	バルブ及びコック 管継手		従事者百名以上のもの	弁及び管継手月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日	
			従事者三十名		二部	翌月	都道府県知事	翌月		

			以上百名未満のもの			二部	十日	県知事	十五日	
空気動工具、作業工具、のこ刃、機械刃物	空気動工具のこ刃、機械刃物		従事者百名以上のもの		空気動工具、作業工具、のこ刃及び機械刃物月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの			二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
	作業工具		従事者百名以上のもの			二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者二十名以上百名未満のもの			二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
ガス機器、石油機器及び太陽熱温水器	ガス機器	ガスコンロ ガス湯沸器 ガス温水給湯暖房機 ガス風呂がま ガスストーブ ガス温風暖房機	従事者百名以上のもの		ガス機器、石油機器及び太陽熱温水器月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
	石油機器	石油ストーブ 石油温風暖房機 石油温水給湯暖房機	従事者五十名以上百名未満のもの			二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
	太陽熱温水器									
半導体製造装置及びフラットパネル・ディスプレイ製造装置	半導体製造装置 フラットパネル・ディスプレイ製造装置		従事者百名以上のもの		機械器具月報(その五十七)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その五十七)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
電気機械器具	回転電気機械(航空機用のものを除く。)	直流機 交流発電機 電動機一体機器	従事者百名以上のもの		機械器具月報(その二十八)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その二十八)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
静止電気機械器具(航空機用のものを除く。)	変圧器(電子機器に組み込まれるものを除く。) 電力変換装置 コンデンサ(電子機器用のものを除く。) 避雷装置 リアクトル 電気炉 電気溶接機		従事者百名以上のもの		機械器具月報(その二十九)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その二十九)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
開閉制御装置(航空機用のものを除く。)	開閉制御装置 開閉機器		従事者百名以上のもの		機械器具月報(その三十)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その三十)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
民生用電気機械器具	電子レンジ 電気がま ジャーポット 食器洗い乾燥機 電気冷蔵庫 クッキングヒーター 換気扇 電気温水器 自然冷媒ヒートポンプ式給湯機		従事者百名以上のもの		機械器具月報(その三十一)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その三十一)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	

	家庭用電気井戸ポンプ 空気清浄機 電気洗濯機 電気掃除機 温水洗浄便座 電気かみそり 電気マッサージ器具 家庭用生ゴミ処理機		のもの	三十一)		十日	県知事	十五日	
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その三十一)	二月十五日	経済産業大臣		
電球、配線及び電気照明器具	電球 配線及び電気照明器具	白熱電球 放電ランプ 配線器具 電気照明器具	従事者百名以上のもの		機械器具月報(その三十二)	二月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その三十二)	二月十日	都道府県知事	翌月十五日	
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その三十二)	二月十五日	経済産業大臣		
通信機械器具及び無線応用装置	電話機 電話応用装置 電信・画像装置 交換機 搬送装置 無線通信機器(衛星通信装置を含む。) ネットワーク接続機器		従事者百名以上のもの		機械器具月報(その三十三)	二月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その三十三)	二月十日	都道府県知事	翌月十五日	
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その三十三)	二月十五日	経済産業大臣		
民生用電子機械器具	薄型テレビ DVD-ビデオ ビデオカメラ(放送用を除く。) デジタルカメラ オーディオ カーナビゲーションシステム 補聴器		従事者百名以上のもの		機械器具月報(その三十四)	二月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その三十四)	二月十日	都道府県知事	翌月	
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その三十四)	二月十五日	経済産業大臣		
電子部品	受動部品 接続部品 電子回路基板 変換部品 メモリ部品 スイッチング電源	抵抗器 固定コンデンサ トランス インダクタ(コイルを含む。) 機能部品 スイッチ(通信・電子装置用に限る。) コネクタ リレー(有線通信機器用に限る。) 音響部品 磁気ヘッド 磁気テープ 磁気ディスク	従事者百名以上のもの		機械器具月報(その三十五)	二月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その三十五)	二月十日	都道府県知事	翌月十五日	
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その三十五)	二月十五日	経済産業大臣		
電子管、半導体素子及び集積回路	電子管 半導体素子 集積回路 液晶素子 太陽電池モジュール		従事者百名以上のもの		機械器具月報(その三十六)	二月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その三十六)	二月十日	都道府県知事	翌月十五日	
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その三十六)	二月十五日	経済産業大臣		

電子計算機及び関連装置	電子計算機本体 周辺装置 端末装置 プラズマモニター プロジェクタ	外部記憶装置(内蔵型を含む。) 入出力装置	従事者百名以上 のもの	機械器具月報(その 三十七)	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日
			従事者五十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 三十七)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
電気計測器及び電子 応用装置	電気計測器 電気測定器 工業用計測制御機 器 ガス警報器 X線装置 放射性物質応用機 器 放射線測定器 超音波応用装置 その他の電子応用 装置		従事者百名以上 のもの	機械器具月報(その 三十八)	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日
			従事者五十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 三十八)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
電池	乾電池 蓄電池		従事者百名以上 のもの	機械器具月報(その 三十九)	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日
			従事者五十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 三十九)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
			経済産業大臣 の指定するもの	機械器具月報(その 三十九)	二部	翌月 十五日	経済産 業大臣	
輸送 機械 器具	自動車 (二輪 自動車 及び戦 闘用自 動車を 除く。 ) 乗用車(シャシー のみのものを含む 。) バスシャシー(完 成車を含む。) トラックシャシー (完成車を含む。 ) 特殊自動車 トレーラ 車体		従事者百名以上 のもの	機械器具月報(その 四十)	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日
			従事者五十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 四十)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
			経済産業大臣 の指定するもの	機械器具月報(その 四十)	二部	翌月 十五日	経済産 業大臣	
自動車 部品及 び内燃 機関電 装品	自動車部品 内燃機関電装品 (自動車用以外の ものを含む。)		従事者百名以上 のもの	機械器具月報(その 四十一)	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日
			従事者五十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 四十一)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
二輪自 動車及 び部品	二輪自動車(モーター スクータを含む。) 二輪自動車部品	エンジン 化器 ショックアブソーバ 計器 ブレーキ装置	従事者百名以上 のもの	機械器具月報(その 四十二)	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日
			従事者五十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 四十二)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
			経済産業大臣 の指定するもの	機械器具月報(その 四十二)	二部	翌月 十五日	経済産 業大臣	
自転車 及び車 いす (原動機 付自転 車を除 く。)	完成自転車		従事者百名以上 のもの	機械器具月報(その 四十三)	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日
			従事者十名以上 百名未満のもの	機械器具月報(その 四十三)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
			経済産業大臣 の指定するもの	機械器具月報(その 四十三)	二部	翌月 十五日	経済産 業大臣	
車いす			従事者百名以上 のもの	機械器具月報(その 四十三)	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日